

○関西国際空港駐車場予約利用規程

(平成 28 年 1 月 20 日 規程第 33 号)

最終改正 令和元年 9 月 9 日 規程第 55 号

(総則)

- 第 1 条** この規程は、関西エアポート株式会社（以下「会社」といいます。）が運営する関西国際空港内の一般駐車場のうち、予約駐車場として使用する駐車場（以下「予約駐車場」といいます。）の申込み及び利用方法について定めたものです。
- 2 予約駐車場の申込み及び予約駐車場を利用する者（以下「申込者」といいます。）は、本規程、関西国際空港一般駐車場管理規程（以下「一般駐車場管理規程」といいます。）及び会社が運営する駐車場予約サイト「駐車場予約」に掲示するルール等（以下「本規程等」といいます。）を遵守していただきます。
- 3 本規程は、会社及び会社が運営する駐車場予約サイト（以下、「本システム」といいます。）の申込者に適用されます。

(利用条件)

- 第 2 条** 本システム利用には、インターネットに接続可能な端末と電子メールを送受信可能な電子メールアカウントを必要とします。
- 2 予約駐車場に駐車することができる車両（積載物及び取付物を含み、以下同じです。）は、次のとおりとします。
- 車種：普通自動車
制限基準（単位：m）：幅 2.2 以内、長さ：5.0 以内、高さ：2.1 以内
- 3 予約受付期間
本システムで予約を受け付ける期日は利用開始日の 2 日前までとし、期間は受付開始日から 61 日後までのご利用分とします。ただし、会社が必要と認めた場合は、本システムに告知することにより、異なる取り扱いを行う場合があります。
- 4 予約可能期間
利用開始日から利用終了日まで、20 日間以内とします。
- 5 予約駐車場を利用できる期間は、利用開始日から利用終了日までの暦日とします。

(駐車場予約申し込み)

- 第 3 条** 申込者は、本規程等に同意の上、所定の利用申込みをしていただきます。なお、過去に虚偽の申込みをされた方や、その他会社が相応しくないと判断した方からの申込みについてはお断りする場合があります。

- 2 申込者は、利用申込確認のため予約駐車場を利用される車両の車両番号を登録していただきます。
- 3 本システムへの個人データ及び予約データの入力に不備があった場合は、そのご予約は無効となる場合があります。

(予約の成立)

第4条 予約の申込みは、ブラウザに「予約受付完了」画面が表示された時点（予約番号が発番された時点）で成立するものとします。

(予約番号及びパスワードの管理)

第5条 予約番号及びパスワードは、他人に知られることがないように申込者本人が責任をもって管理するものとします。会社は、入力された予約番号及びパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合は、申込者による申出があったものとみなします。仮にそれらが盗用、不正使用その他の事情により申込者以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について会社は一切責任を負いません。

(申込み内容の取消、変更等)

- 第6条** 車両番号等、申込みされた情報に変更が生じた場合や予約駐車場の利用を取りやめる場合は、予約した利用開始日の暦日で1日前までに予約情報の変更又は予約のキャンセルをお願いします。
- 2 申込者が本規程等に違反したと会社が判断した場合、又は第12条の禁止事項に該当する行為があると認められる場合は、事前の通告なく、予約を抹消することがあります。

(申込者への連絡方法)

第7条 会社は、申込者に対し原則として電子メールを利用して連絡するものとし、必要に応じて申込時に登録された電話番号を利用して連絡できるものとします。

(予約駐車場の利用方法)

第8条 申込者は、本システムに記載する利用方法により、予約駐車場を利用していただきます。

(駐車場予約料金)

- 第9条** 予約駐車場利用については、一般駐車場規程第15条で定める駐車料金のほか、予約1台につき520円（税込）の予約サービス料をご負担いただきます。
- 2 一般駐車場管理規程で定める「身体障がい者等割引」、及び会社が特に必要と認めた場

合は、予約サービス料及び駐車料金の割引が適用されます。

(一般駐車場管理規程の適用)

第10条 予約駐車場を利用するにあたり、本規程に定めのないものについては一般駐車場管理規程を適用します。

(個人情報取り扱い)

第11条 本システムを提供する上で、会社及び会社の業務委託会社が知り得た申込者の個人情報及び利用履歴については、次に該当する場合を除き、第三者に公開することは一切ありません。

- (1) 公的機関から各種法令の定めにより提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合
- (2) 申込者の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるなど、緊急の対応を要する、止むを得ない事態が発生した場合

(禁止事項)

第12条 本システムの利用に際しては、申込者に対し次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令、本規程等または公序良俗に反すること。
 - (2) 他の申込者、その他第三者に対し、その権利を侵害し、不利益を与え、又は不快感を抱かせる行為を行うこと。
 - (3) 入力事項に虚偽の記載をする行為、虚偽の予約を行うこと。
 - (4) 本システムを不正に使用し、又は使用させること。
 - (5) 本システムの運営を不当に妨害し、会社に不利益を生じさせること、又はその恐れがある行為を行うこと。
 - (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込むこと。
 - (7) スパムメール、チェーンレター、ジャンクメール等を送信すること。
 - (8) その他、会社が不適切と判断する行為
- 2 会社は、申込者が前項各号に該当すると判断した場合には、事前に通知することなく、当該申込者に対し、本システムの利用停止を行うことができるものとします。これにより当該申込者に何らかの損害が生じたとしても、会社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 申込者は、故意又は過失により、予約駐車場の適正な使用を妨げる行為を行うことにより会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

(免責事項)

第13条 申込者が本システムを利用することにより、第三者に迷惑又または損害を与えた場合は、当事者同士の責任において解決するものとし、会社は一切の責任を負わないものとし、

- 2 申込者が、通信環境の不具合等が原因で、本システムを利用できなかったことにより何らかの不都合又は損害が生じた場合でも、会社は一切の責任を負わないものとし、
- 3 申込者が本規程等に違反したことによって生じた損害については、会社は一切の責任を負いません。
- 4 会社は、本システムの利用に関して申込者が被った損害について、当該損害の発生事由が会社の故意または重大な過失によるものを除き、一切の責任を負わないものとし、

(著作権等)

第14条 本システム、会社ウェブサイト上に表示されるデザイン、画像、文字情報等に関する著作権、商標権、その他の知的財産権は、会社又はその他の著作権者等正当な権利者が有するものとし、

(本規程の変更)

第15条 会社は、申込者の了解を得ることなく本規程等を変更できるものとし、変更内容を会社ウェブサイト上に掲示することをもって通知するものとし、かかる通知の後に申込者が本システムを利用した場合は、かかる変更について申込者の同意があったものとみなします。

(準拠法)

第16条 本規程及び本システムに関する一切の事項は、日本国の法令に準拠するものとします。

(合意管轄裁判所)

第17条 本規程等について紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行します。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行します。